

## 鹿児島県議会基本条例（仮称）骨子案に対する意見について

《意見提出者：6人》

- ・ 性別： 男性5人，女性1人
- ・ 年代別： 60才代1人，50才代2人，40才代3人
- ・ 住所別： 鹿児島市5人，日置市1人

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No. 1	男性 (65歳)	<p>先ず，今回議会基本条例を制定される目的が脆弱な感じがします。教科書的な表現で，間違いはありませんが，二元代表制の一翼を担う県議会として，県民は何を期待すればいいのか目的の中でつかめません。現状の議会を裏打ちした表現に過ぎない感じがします。</p> <p>県民のために“このぞむ”という具体的なビジョンがメッセージとして伝わってくる表現が欲しいです。</p>	<p>条例の冒頭に条文とは別に条例の趣旨，制定の経緯等を記述した「前文」をおくこととしています。</p> <p>ご意見の趣旨については，議会基本条例の前文を検討する際に参考にさせていただきます。</p>
No. 2	男性 (43歳)	<p>I 条例制定の考え方について</p> <p>「今までの議会改革の集大成として」とあるが，どの部分が議会改革の成果なのか，また条例制定に当たって新たな取組みがあるのかわかりづらい。</p> <p>前文で，これまでの成果として議会改革の取組等がわかりやすく記述してはどうでしょうか。</p>	<p>1 本県議会では，既に次のような議会改革の取組を行っているところです。</p> <p>(1) 政策提言型の議会を目指した知事への政策提言や議員提案条例の制定</p> <p>(2) 県民の議会活動への参加機会の拡大のための常任委員会の行政視察における住民との意見交換の実施</p> <p>(3) 論議を深めるための本会議の代表質問・一般質問における同一議題の発言回数制限の2回から3回への変更や常任委員会における特定調査事項の設定，議会の意思を盛り込んだ提言型の委員長報告</p> <p>(4) 政務調査費における使途の透明性を高めるための取組 など</p> <p>また，議会基本条例では「議会改革」について規定し，今後とも継続的に取り組んでいくこととしています。</p> <p>2 ご意見の議会改革の取組等の前文への記述については，前文を検討する際に参考にさせていただきます。</p>

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No. 3	男性 (54歳)	<p>当然のことの羅列で逆に今迄このようなことが出来ていなかったのかと思う次第 議員の活動を規制する何か裏にあり、思うような活動を議員ができず、それを解除するためと、議員の活動を擁護する為の条例のように思う。 いっそのこと、鹿児島県議会議員条例としたら良いのでは。</p>	<p>議会基本条例は、議会の役割や議員の責務及び活動等や議会に関する基本的な事項を規定するものです。これまで議会や議員が取り組んではきたものの、法令上必ずしも明確にされていなかったものなどを、本条例により、改めて明らかにしようとするものです。 真の地方自治の実現が求められ、地方議会の果たすべき役割及び責務が増大している時代の要請に対応するため、県議会では、これまでも議員提案条例の制定や知事への政策提言など様々な議会改革に取り組んできたところですが、このような今までの議会改革の集大成として、また、議会開設130周年という記念すべき年を迎えたことから、議会基本条例を制定することとしたところです。 なお、ご意見については、議会基本条例の前文を検討する際に参考にさせていただきます。</p>
No. 4	男性 (65歳)	<p>第2の議員の責務「その負託に応える責務を有する」とありますが、その負託の範囲と責務の重さが明確に理解できません。</p>	<p>地方分権一括法施行後、数次の地方自治法の改正等により、地方自治体の自己決定権の拡大が進むに伴い、地域の諸課題は地域住民が自らの判断と責任において取り組むことが求められており、議会の果たすべき役割及び責務とともにその構成員である議員の果たすべき責務についても増大しています。 なお、議会の基本理念や議員の責務及び活動に関する規定の内容は基本的な事項ですが、これまで法令上必ずしも明確にされていなかったことから、本条例により、改めて明らかにしようとするものです。</p>

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No. 5	男性 (40歳)	第二 議員 ・ 議員の責務について 議員活動を通じ県民の負託に～とありますが、議員は常に自己研さん、目的意識を持った活動が必要であると考えます。「議会活動を通じ」とすると議会活動に限定しているような印象を受けるため、「常に」とするか、あるいは「議会活動を通じ」を削ってはどうか。	ご意見のとおり、議員は常に県民の意思の把握等に努める必要があると考えますが、最終的に議会の構成員として議会活動において、その成果を発揮することが求められることから「議会活動を通じ」としたものです。
No. 6	男性 (65歳)	議員活動 (1) 県民の意思を把握するとありますが、具体的な手法や範囲が客観的に伝わらず狭義の意思の把握に陥るのでは。	議会基本条例は、議会の役割や議員の責務及び活動等を明らかにするとともに議会に関する基本的な事項を規定することとしています。 県民の意思については、議会基本条例の理念に基づき、あらゆる機会をとらえて積極的に把握していきたいと考えています。
No. 7	男性 (65歳)	議員活動 (2) 県政の課題及び施策に関する“情報収集”，“調査研究及び提言”に関することは、現実的には各議員により個人差が大きいと思えますが、その様な状況を効果的に支援するツールが Web 活用と思えます。特に鹿児島県は島嶼県であることから県民の情報の共有化と迅速性の観点からも全議員と県民との IT 環境の整備を推進し、情報収集及び調査研究の双方向化と効率化の向上を図って欲しい。	いただきましたご意見は、今後の議会改革における具体的なご提案として参考にさせていただきます。
No. 8	男性 (56歳)	「第二 議員 ○議員の活動の(4)」について ・ 一定回数以上、議員が広報・説明するのは難しいのでは。 ・ 議員個人が議会の活動について、広報・説明をするには、その実施に当たっては何らかの工夫（議員間の差の解消）が必要ではないのでしょうか。 ・ 「第四の議会の説明責任、広報広聴」と区別できるのででしょうか。また、内容が重複しないのでしょうか。	議員の責務を果たすため、広報・説明については、さらに努力していきたいと考えています。 なお、ご指摘を踏まえ、議員が行う広報・説明の内容を明確にするため、条文化に当たり表現を一部修正します。

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No. 9	男性 (43歳)	第二 議員 ○ 会派について 議員の項目に「会派」の規定がありますが、個としての議員と団体としての「会派」の関係がわかりづらい。また、この規定により、「会派」に特別な権利を与えるような印象があります。	会派については、現在においても議員が議会活動を行う上で重要な役割を担っていることから、その活動内容を含め規定しようとするものであり、特別な権利を与えるものではありません。
No. 10	男性 (56歳)	「第二 議員 ○定数及び選挙区」について ・ 基本条例が議員の責務・活動を主眼にしているように思えますので、議員の身分に係る「定数及び選挙区」の項目は、条例になじまないように思えます。	議員は、直接選挙され、県民の負託を得て、議員としての活動を行うこととなります。「定数及び選挙区」は議員の選挙についての重要な要素であるとの認識から、規定を設けるものです。
No. 11	男性 (56歳)	「第三 議会運営 ○委員会 ○議員間討議」について ・ 今後、委員会活動がますます重要となってくると思えます。委員会活動が活発に行われるように配慮すべきだと思えます。 (閉会中委員会、小委員会、連合審査会の開催、委員の任期2年など。)  ・ 委員会において、対執行部との議論だけでなく、会派の主張・特徴を表すため議員間の議論が必要だと思えます。 ・ 以上のことから、委員会のあり方について、今回の条例で特に考慮すべきではないでしょうか。	いただきましたご意見は、今後の議会改革における具体的にご提案として参考にさせていただきます。  委員会における議員間討議の必要性はご意見のとおりと考えていることから、条文上「委員会をはじめとする」と規定するものです。
No. 12	女性 (40歳)	骨子案第3「議会運営」において「議員間討議」とあるが、現在は県当局への質問がほとんどである。どのような場面での「議員間討議」を考えているのか。	平成18年の地方自治法の改正により、委員会の議案提出が可能となり、委員会における議員間討議の必要性が高まっていると考えています。 委員会をはじめとする会議において、議員間討議により、論点及び争点を明確にするとともに、合意形成を図り、政策立案、政策提言等を行い、議会としての意思を明確に示す必要があることから、条例に規定するものです。

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No. 13	男性 (43歳)	第三 議会運営 ○ 議員間討議について 議員間討議は大変重要なことだと思います。後半部分の「政策立案及び政策提言等を行う」とありますが、これを行うのは「議員」なのでしょうか「会議」なのでしょうか。	議員間討議とは、議案や県政の課題等について議員間で相互に意見を述べあうことですが、この規定は、単なる討議にとどまらず、その結果として政策立案や政策提言につなげていくことを示したものです。 議員間討議の結果としてなされた政策立案及び政策提言は、議員個人ではなく、議員間討議のなされた各委員会をはじめとする「会議」が行うこととなります。
No. 14	男性 (56歳)	・ 委員会と「第三 議会運営 ○調査機関等の設置」で記載されている機関とその機能・役割は重複はしないのでしょうか。	調査機関等については、議会が必要と認める場合に設置するものであり、機能、役割について委員会と重複しないよう整理することになると考えています。
No. 15	男性 (40歳)	第三 議会運営 ・ 議会図書室の機能強化とは、具体的に何を指すのでしょうか。	鹿児島県議会図書室条例（昭和24年鹿児島県条例第58号）では、「議員の調査研究に資するため」、議会図書室を置くこととされています。 議員は、審議、政策立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び調査研究等に取り組み、不断の研さんに努める必要があり、その旨、議会基本条例に規定することとしておりますが、そのためにも、議会図書室は、議員の必要とする資料等の検索、情報提供などの機能強化が必要と考えています。

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No. 16	男性 (40歳)	議員が県内各地に直接出向いて、県民と対話し、意見要望を聞く機会を設ける旨の規定を設けてはどうか。議員は、選挙区に関係なく、県民に対し直接議会報告を行うことが大切ではないでしょうか。	<p>県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるためには、参考人・公聴会制度の活用や県民との意見交換の機会の充実が必要と考えています。</p> <p>また、議会基本条例には議員の活動としても、「県政に関する県民の意思の把握」や「県民への広報、説明」を規定し、積極的に取り組むこととしているところです。</p> <p>現在、議会では、常任委員会の行政視察において住民との意見交換を実施していますが、ご意見については、こうした県民との意見交換の機会を充実させるための検討を行う際に参考にさせていただきます。</p>
No. 17	女性 (40歳)	骨子案第4「県民と議会との関係」において「議会の説明責任」とあり、「議会は、その活動について、県民への説明責任を果たすものとする」となっているが、説明はいつ、どのような形で行うことを想定しているのか。	<p>県民への説明責任を果たすため、県議会ホームページをはじめ、議会広報番組や議会広報紙「県議会だより」の活用、行政視察における県民との意見交換等、多様な手段を活用した広報とともに政務調査費や議員の資産公開等、情報公開等にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
No. 18	男性 (40歳)	<p>第四 県民と議会との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「議会の説明責任」、「情報公開等」及び「広報広聴」は内容に重複があるのではないのでしょうか。</li> </ul>	<p>「議会の説明責任」は、県民からの負託を受けた議員で構成される議会がその諸活動の状況を県民に説明する義務を負うことを規定し、「情報公開等」及び「広報広聴」は、その義務を果たすための具体的な取組を規定するものです。</p> <p>「情報公開等」については、情報公開条例に基づく請求に対応して行われる開示のほか、議会自らが会議等の資料を県民の閲覧に供するなどの取組、「広報広聴」については、県議会ホームページをはじめ、広報番組や広報紙等の媒体を活用し、議会活動を広く県民にお伝えする「広報」、県民から県政に関する意見をお聞きする「広聴」などの取組が考えられます。</p>

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No.19	男性 (56歳)	「第四 県民と議会との関係 ○会議の公開等」について ・ 県民に、議会に関心をもってもらうために、傍聴をしやすいことが大事だと思います。そのためには、手続きの簡素化を図るなど傍聴に係る環境整備が必要だと思います。	ご意見のとおり、会議の公開の実効性を確保するためには、県民が傍聴しやすい環境を整備する必要があると考えています。 傍聴手続の簡素化については、議会基本条例の理念を具体的に実現するための方策を検討する際に参考にさせていただきます。
No.20	男性 (43歳)	第四 県民と議会との関係 ○ 会議の公開等について 「会議等を原則として公開する」とありますが、会議等の範囲はどこまでを指すのでしょうか。会派の会議や会派間での協議、議員間討議が行われる会議も含まれるのでしょうか。	議員間討議が行われる会議を含め議会が行う会議については、原則として公開していくこととしています。議会以外が主催する会派の会議や会派間での協議の公開・非公開については、それぞれの会議等の主催者において判断されるものと考えています。
No.21	男性 (40歳)	・ 「情報公開等」 情報公開は、開示請求に対応して行うもので受け身のもの。議会活動に関する情報の公開及び提供は、自ら行うもの。これらが、「情報公開等」に規定されていることに違和感を感じます。	「情報公開等」は、議会活動について説明責任を果たすためには、開示請求に対応して行われる受け身の情報公開だけでなく、自らも積極的に情報を公開していくことが必要であるとの考えから規定を設けようとしているところです。
No.22	男性 (43歳)	第七 補足 ○ 見直しについて 「県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ」とありますが、議会以外からの意見等が要因となっています。議会自らが何らかの改革等を行った場合は自動的に条例の検討を行うなどの文言を入れてはどうでしょうか。	ご意見の趣旨は、条例案の骨子に含まれていると考えています。

No.	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
No.23	男性 (54歳)	また、条例を守らない場合のペナルティも課してはどうか。	議会基本条例は、議会の役割や議員の責務及び活動等を明らかにするとともに議会に関する基本的な事項を規定することとしており、このような条例の性質上、罰則規定は設けることとしていません。
No.24	男性 (43歳)	その他 条例をより効果的なものとするために、(あまり好ましくないとは思いますが) 罰則規定のようなものを設けてはどうでしょうか。	